

令和7年度福岡県立特別支援学校 高等部入学者選考要項

一 基本方針

- 1 特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障がいの種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

二 入学志願手続

1 志願資格

障がいが学校教育法施行令第22条の3に示す区分及び程度に該当する者で、原則として保護者とともにも本県に在住し、かつ、次の事項に該当する者

(1) 高等部（高等部専攻科を除く。）

- ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則第95条に基づき、アと同等以上の学力があると認められた者

(2) 高等部専攻科

- ア 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則第150条に基づき、アと同等以上の学力があると認められた者
- エ 福岡高等視覚特別支援学校専攻科研修科については、校長が別に定める志願資格に該当する者

2 募集学科及び募集定員

募集学科は、別表のとおりとし、募集定員は別に定める。

3 出願の制限

出願は、1校に限るものとし、募集期間が同一の県立特別支援学校との併願はできない。

また、福岡県立特別支援学校「福岡高等学園」及び「北九州高等学園」（普通科－職業専門コース）の合格者については出願することができない。

4 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（志願先学校長が定める様式による。）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、志願先学校長に提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（志願先学校長が定める県指定様式による。）を作成し、志願先学校長に提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他志願先学校長が必要とする書類

(4) 福岡高等視覚特別支援学校専攻科研修科については、校長が別に定めるものとする。

5 入学選考料

無料とする。

6 志願書類提出期間

別表に掲げる募集期間のとおりとする。なお、受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

7 志願書類の受付

特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して、出身学校長を経て志願者に交付するものとする。

8 志願先の変更

(1) 志願書類提出後、志願先学校の変更を希望する場合は、令和7年2月3日（月）から2月6日（木）までの間に、1回に限り志願先を変更することができるものとする。ただし、福岡高等視覚特別支援学校本科及び専攻科研修科、福岡高等聴覚特別支援学校並びに柳河特別支援学校の病弱教育部門（大牟田分教室）については、志願先を変更することはできないものとする。

(2) 前項の志願先の変更を希望する者は、出身学校長を経由して志願変更届（志願先学校長が定める様式による。）を志願していた学校長に提出し、志願変更証明書（志願先学校長が定める様式による。）と、先に提出した調査書等を受領し、それらを（1）に示した期間内に志願変更先の学校長に提出するものとする。

(3) 受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

9 県外からの受検

県外に居住している志願者は、入学願書提出時まで、現住所のある都道府県の教育委員会が作成した県外受検許可依頼書を福岡県教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、許可を受けるには、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることを要する。

(1) 入学の日までに保護者とともに関内県内に転居することが確実である者

- (2) 居住する都道府県内の特別支援学校に設置されていない学科に入学を希望する者であって、原則として入学の日までに福岡県内に転居することが確実である者
- (3) 福岡県内の福祉施設等に入所している者又は入学の日までに入所することが確実である者
- (4) (1)～(3)のほか、福岡県立特別支援学校を志願することについて、やむを得ない事情があると福岡県教育委員会が認める者

三 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考に当たっては、特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手續及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、各特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、別表のとおりとする。
- (2) 日程は、各特別支援学校長が定めるものとする。
- (3) 検査当日、不慮の事故、感染症の罹患等真にやむを得ない理由により受検できなかった者については、後日追検査を行うことができる。

4 検査場等

- (1) 検査は、志願先学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、志願先学校において行うものとする。

5 検査場責任者

特別支援学校長を検査場責任者とする。

四 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、別表のとおりとする。

- 2 合格者発表は、志願先学校での掲示及び学校ホームページへの掲載等により行うものとする。

五 補充募集

1 実施条件

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない学校においては、原則として補充募集を行うものとする。

2 入学志願手続等

- (1) 補充募集における募集定員は、さきの通常募集で募集定員に不足する数とする。
- (2) 募集期間等は別表のとおりとする。なお、志願書類の受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

3 入学者選考

- (1) 検査内容については、通常募集に準じて各特別支援学校長が定めるものとする。
- (2) 検査期日は別表のとおりとし、検査の日程は、各特別支援学校長が定めるものとする。

4 その他

定めのない事項については、通常募集を準用する。

六 募集要項

各特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

七 その他

この要項に定めるもののほか詳細については、各特別支援学校に通知するものとする。